

## 随意契約結果書

契約年月日	平成28年10月27日
契約業者名	(株)高速道路総合技術研究所
契約業者の住所	町田市忠生1-4-1
調査等の名称	平成28年度 本州四国連絡高速道路の交通量推計検討業務
履行場所	—
業種区分	その他の調査・設計(経済調査)
業務概要	本業務は、国土交通省が作成した平成22年度道路交通センサスに基づく現況交通量(OD表)をもとに、本四道路の将来交通量推計に必要な検討を行うものである。
履行期間(自)	平成28年10月28日
履行期間(至)	平成29年2月28日
契約金額	4,881,600円(税込)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	4,610,000円
随意契約の相手方の選定理由	別紙、随意契約理由書のとおり

## 随意契約理由書

1. 件名 平成28年度 本州四国連絡高速道路の交通量推計検討業務

2. 業者名 株式会社 高速道路総合技術研究所

3. 選定理由

本業務は、国土交通省が作成した平成22年度道路交通センサスに基づく現況交通量（OD表）をもとに、本四道路の将来交通量推計に必要な検討をするものである。

本業務の実施にあたっては、「利用者均衡配分法」を用いて推計を実施するとともに、全国路線網を形成する路線として他の高速道路の推計交通量との整合性を図りながら業務を行うこととなる。

上記契約予定業者は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（NEXCO3社）と合同で学識経験者を招いた委員会を開催し、NEXCO3社の将来交通量を推計する手法として「利用者均衡配分法」を検討してきている実績を持つ。さらに加えて、NEXCO3社の将来交通量の推計を一手に引き受けており、全国路線網全体の調整を図りながら交通量推計を実施した実績を有する。以上より、上記契約予定業者は本業務に必要な将来交通量の推計・分析に係る豊富な知識・経験を有しており、かつ全国路線網との整合性を図りながら本四道路の将来交通量の推計を行うことができる唯一の業者である。

以上のことから、契約規程第4条第1項第一号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」及び契約事務細則第36条第1項第四号「特定の者でなければ契約の目的を達することができない契約を締結するとき」の規定により、上記業者を選定するものである。